

入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部 契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	令和4・5年度第2-2工区工事
履行場所	藤井寺市北岡2丁目外
契約者	(商号) 濱地建設株 (住所) 大阪府藤井寺市藤井寺1-8-22 (代表者) 代表取締役 濱地 好
物件概要 (変更後の内容)	開削工Vuφ200 L=172.3m 推進工VPφ200 L=58.6m マンホール工 13箇所 汚水柵及び取付管 1式 付帯工 1式

変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、
変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変更理由	契約履行期間	契約金額（税込）
変更契約	令和5年9月22日	別紙のとおり	令和4年11月11日 から 令和5年9月29日	¥113,694,900

変更理由書

- ・工事名：令和4・5年度第2-2工区工事
- ・請負業者：瀨地建設 株式会社
- ・契約日：令和4年11月10日
- ・工期：令和4年11月11日～令和5年9月29日

以下の理由により、変更が生じました。

(1) 公共汚水柵の深さ変更について

- ・所有者の希望により公共汚水柵No194の位置が変更になり、それに伴いGLが250mm低くなりました。そのため極小立坑の減額変更を行うものです。

(2) 施工時間帯の変更について

- ・市道部（M24～M26 区間）について同区間の施工に伴い訪問し工事ピラによって工事の説明を行ってきましたが、商店より府道部（M32～M59 区間）と同様に営業を行っていない夜間の工事にしてほしいと要望が上がりました。

定休日に作業を行うことも考察しましたが工事による規制も長く、日数も20日程度かかるため昼間営業時間外での作業は困難となります。

上記により市道部（M24～M26 区間）について施工時間帯の変更（昼間工事から夜間工事へ）により増額変更を行うものです。

(3) 公共汚水柵の深さ変更について

- ・公共汚水柵No190-1を開削工にて施工を行ったところ地下埋設管理者の管理図には記載の無いφ150の不明管が土被り0.92mにて1本埋設されていました。そのため現在設計の公共汚水柵設置深さH=1.0mでは設置が不可能となりました。

設計による公共汚水柵深さの計算では必要柵深さはH=0.8mとなっていますが、取付管の最小土被りH=0.6mの確保ができないため柵深さをH=1.0mとしていました。設計図面時と現状との地盤に乖離があり測量を行ったところ土被りH=0.6mの確保は柵深さをH=0.85mとなり、柵深さ変更を行うことで施工が可能となりました。

上記により公共汚水柵No190-1の公共汚水柵の深さ変更による減額変更を行うものです。

(4) 公共汚水柵の深さ変更について

- ・公共汚水柵No174・175・177-1・177-2において既設埋設管があるため公共汚水柵に落差をつけ深くしていました。しかし現地では既設埋設管が図面より深く現在の深さでは施工が困難となりました。そのため公共汚水柵の深さを浅く変更することで施工が可能となりました。

上記により公共汚水柵No174・No175・No177-1・No177-2の公共汚水柵の深さ変更による減額変更を行うものです。

(5) 防護蓋、内副管変更について

- ①公共汚水柵No.187・192・193-1 は設置場所の表面がアスファルトであり塩ビ製の蓋は舗設時の熱によって変形が起こるため、防護蓋への変更
- ②人孔 M-30'・M-31・M-32 は本管流出管底と取付管の高さが 600 mm以上となり設置基準書また流水による底部・側壁の摩擦の低減により内副管の追加
- 以上、①・②より、防護蓋 3 個所の変更、内副管 3 個所追加による増額変更を行うものです。

上記内容について、請負契約書第 19 条（設計図書の変更）に基づき、設計変更を行うものです。

工 種	数 量	備 考
極小立坑 柵深さ (柵No.194)	H= (2.90) 2.65 m	
取付管およびます工 柵深さ (柵No.190-1) (開削工)	H= (1.00) 0.85 m	
取付管およびます工 柵深さ (柵No.174) (開削工)	H= (1.2 落差 0.6) 1.2 m	
取付管およびます工 柵深さ (柵No.175) (開削工)	H= (1.2 落差 0.7) 1.2 m	
取付管およびます工 柵深さ (柵No.177-1) (開削工)	H= (0.8 落差 1.1) 0.8 m	
取付管およびます工 柵深さ (柵No.177-2) (開削工)	H= (0.8 落差 1.1) 0.8 m	
防護蓋	N= (4) 7 箇所	
内副管 φ150-φ100	N= (0) 3 組	

特記仕様書	内容
1-1-1-42 作業時間帯の制限及 び関連工事	(市道部 昼間施工 (9 時～17 時)、府道部 夜間施工 (22 時～6 時)) 夜間施工 (22 時～6 時)

※変更前：上段 () 書き
変更後：下段